



森税理士の「ちょっと気になる税務のはなし」

アグリビジネス・ソリューションズ株式会社
代表取締役 森 剛一氏

税務相談窓口
事業推進課 経営指導相談係
■問い合わせ先
TEL : 0824-64-2072 Fax : 0824-64-2233

■専従者給与

源泉所得税の納付の特例を受けておられる方は、7月10日までに源泉所得税を納付されたと思います。この時期は専従者給与に関する問い合わせが多くなります。今回は、専従者給与に関して、特に質問が多い事項について復習しておきます。

1. 「青色専従者」の要件とは何か？

青色事業専従者とは、次の3つの要件の何れにも該当する人をいいます。

- ①青色申告者と生計を一にする配偶者その他の親族であること
- ②その年の12月31日現在で年齢が15歳以上であること
- ③その年を通じて6か月を超える期間、その青色申告者の営む事業に専ら従事していること

また、青色事業専従者に支払われた給与が「青色事業専従者給与」として必要経費に認められるためには、次の要件を満たす必要があります。

- ①「青色事業専従者給与に関する届出書」を所轄の税務署に提出していること
- ②届出書に記載されている方法により支払われ、しかもその記載されている金額の範囲内で支払われたものであること
- ③青色事業専従者給与の額が労務の対価として相当であると認められる金額であること

2. アルバイト等で副収入がある場合でも青色専従者として認められるのか？

以下の様なケースの場合、「青色専従者」として認められるのでしょうか？

(例)

A牧場の長男は昨年の10月、勤めていた会社を退職し、翌年の3月から酪農に従事することになりました。しかし勤めた会社で後任が見つからなかったことから、1年間はアルバイトで午後1時~5時まで働き、年間96万円のアルバイト料を受け取っています。税務署には「青色事業専従者給与に関する届出書」を提出しています。

このケースの場合、残念ながら青色事業専従者給与として認められない可能性が高いでしょう。

青色事業専従者給与として認められる要件の一つに「その青色申告者の営む事業に専ら従事していること」があります。かりにほぼ毎日、アルバイトで午後1時~5時まで働いている場合には、A牧場の事業に「専ら従事」しているとは言い難く、長男に給与を支給しても青色事業専従者給与として必要経費にすることが認められないこととなります。

青色事業専従者に副業が一切、認められないかと言えば、必ずしもそうではありません。その年を通じて6か月を超える期間従事すれば良く、例えば農閑期などに短期間アルバイトするだけであれば、青色事業専従者給与として認められる可能性があります。また、ご質問のケースのように年の途中から事業に従事した場合には、事業に従事することができる期間の2分の1を超える期間従事すれば良いことになっています。

3. 副業と見なされる基準は？

副業がある場合に青色事業専従者給与として認められなくなるかどうかは、基本的には副業の収入が多いか少ないかではなく、従事する時間が基準となります。副業に長時間従事している場合には、青色申告者の営む事業に「専ら従事」しているとは言えないからです。